



防災・防犯情報

「ライブ映像119」で 助かる命を助けよう!

119番通報の際に、携帯しているスマートフォンのカメラ機能やウェブブラウザを利用し、通報者と指令管制官の間で映像の送受信を可能にする仕組みです。

できること

- ・現場の状況を映像で送信
- ・応急手当の説明動画の受信 など

利用の流れ

- ①スマートフォンで119番通報
- ②指令官がSMSで映像送信用のURLを送信(指令官が必要と判断した場合のみ)
- ③受信したURLを開き、映像を送信



詳しくは大阪市消防局ホームページへ▶



問合せ 平野消防署(予防担当)
☎06-6790-0119

交通ルールを守りましょう

◎改正道路交通法施行青切符がはじまります

4月1日(水)から自転車の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用され、反則金が科されます!! 交通違反をしないために、自転車の交通ルールを確認してください。

自転車を安全・安心に
利用するために
【自転車ルールブック】▶



◎令和8年「春の全国交通安全運動」を実施します

期間は4月6日(月)～15日(水)です。交通ルールを守って、交通事故にあわないようにしましょう。



問合せ 平野警察署(交通課)
☎06-6769-1234(内線413)
地域課 ②1番窓口
☎06-4302-9979



暮らしの情報

ご存じですか あなたの地域の 地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、困りごとの相談や支援の必要な方への見守り体制を築くために、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。各地域の地域福祉活動コーディネーターを順にご紹介します。

地域	開設場所	開設時間
瓜破西	瓜破西老人憩の家内 (瓜破6-2-6) ☎06-6790-2240	月～金 10:00～16:00
担当		
世良		

お気軽にお電話ください



問合せ 平野区社会福祉協議会
☎06-6795-2525

各種相談のお知らせ 4・5月

※区役所1階で実施(精神保健福祉相談を除く)。相談は無料。市内在住の方に限ります。

相談名	日程	受付方法・時間	問合せ
法律相談 要事前予約	4月2日、9日、16日、23日、5月7日、14日、21日、28日(木)	AIによる24時間 電話予約受付 相談時間 13:00～17:00	予約専用電話 ☎050-1808-6070 (AIによる自動受付) 問合せ (予約電話ではありません) 政策推進課②3番窓口 ☎06-4302-9683
法律相談の予約受付期間について 実施日一週間前(祝日の場合はその前開庁日)正午から実施日当日10:00まで、AI電話での24時間受付を行います。 ※できるだけ多くの方に法律相談をご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えいただきますよう、お願い致します			
相続登記・後見 借金問題相談 予約不可	4月10日、5月8日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎06-6628-7133
相続遺言帰化相談 予約不可	4月7日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:45)	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎06-6792-6724
税理士相談 予約不可	4月14日、5月12日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎06-6703-1800
行政相談 予約不可	4月8日、5月13日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:00)	政策推進課②3番窓口 ☎06-4302-9683
不動産相談 予約不可	4月3日、5月1日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎06-4399-1555
建築士相談 予約不可	4月15日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪府建築士事務所協会 第七支部 ☎06-6946-7065
精神科医による 精神保健福祉相談 要事前予約	4月6日(月)、16日(木)、20日(月)、5月13日(水)、18日(月)、21日(木)	電話・来庁で予約受付 (各開催日の前日17:30まで) 相談時間 いずれも14:00～、14:45～ 相談場所は予約時に案内します。 (相談時間は45分以内です)	保健福祉課(保健活動) ③4番窓口 ☎06-4302-9968

東住吉税務署からのお知らせ

確定申告書等の作成について

所得税および復興特別所得税、個人事業主の方の消費税および地方消費税並びに贈与税についての確定申告書等の作成は、自宅からマイナンバーカードを利用したe-Taxが便利です。

税務署に来署して、所得税等の申告相談を希望される方は、事前予約が必要です。希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約をお願いします。また、当日の申告相談の受付は行っていません。

国税庁LINE
公式アカウント▶



振替納税について

令和7年分確定申告の振替日は、次のとおりです。振替日の前日までに振替納税口座の残高を確認してください。

申告所得税および復興特別所得税 4月23日(木)
消費税および地方消費税(個人事業者) 4月30日(木)

国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)▶



税についての作文について

東住吉納税貯蓄組合連合会との共催により、令和7年度中学生の「税についての作文」の募集を行いました。多数の応募の中から、厳正なる審査の結果、総務大臣賞をはじめとする各賞を多くの方が受賞されました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

令和8年度も、6月上旬から9月上旬に作文の募集を予定していますので、たくさんのご応募をお待ちしています。

中学生の「税についての作文」
各大臣賞・国税庁長官賞受賞者▶



問合せ 国税に関する質問・相談
☎0570-00-5901(全国一律料金)
東住吉税務署(平野西2-2-2)
☎06-6702-0001(代表)
月～金 8:30～17:00(祝日を除く)

固定資産税・都市計画税(第1期) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は、4月30日(木)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

詳しくはこちら▶



問合せ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
あべの市税事務所 固定資産税グループ
☎06-4396-2957(土地) ☎06-4396-2958(家屋)
☎06-4396-2905

マイナンバーカードの継続利用について

市外の市町村から区内へ転入をされた方で、マイナンバーカードを引き続き使用するにはマイナンバーカードをご持参のうえ、区役所で次の手続きが必要です。

- ・転入した翌日から14日以内に転入届が必要
 - ・転出予定日の翌日から30日以内に転入届が必要
 - ・マイナンバーカードを持参されなかった場合、転入届をした翌日から90日以内に継続利用の手続きが必要
- この条件を全て満たさない場合、マイナンバーカードが失効されます。新たなマイナンバーカードを取得するには手数料が必要になりますので、ご注意ください。

問合せ 住民情報課 ⑭番窓口
☎06-4302-9963

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

日時 9:00～17:30(土日・祝日、年末年始を除く)
場所 市民局人権企画課(市役所4階)
☎06-6208-7489 ☎06-6202-7073

